太陽光パネル工事疑惑

住民訴訟で真相究明すすむ

吹田市長は少なくとも800万円を返還せよ

上・摂津電気工事㈱ビル、右・市役所屋上に設置された問題の太陽光パネル

疑惑の渦中にいる井上哲也吹田市長

5月28日(水)、大阪地裁で「吹田市太陽光パネル工事に関わる損害賠償など請求事件(住民訴訟)」の第5回口頭弁論が行われ、原告(住民)側代理人から、21ページに渡る準備書面が提出された。(写真①)

準備書面によると原告側の調査によって、かなりの事実関係が次々と判明。被告の吹田市長、吹田市幹部職員の証言があいまいなまま、着々と事実を積み上げ、追及の手を緩めない原告側の攻勢が続いている。

問題の太陽光パネル工事は、国が支給した「中核市・特例市グリーンニューディール基金」に残金が生じたため、吹田市が「残額に合わせるように」急きょ行った事業である。

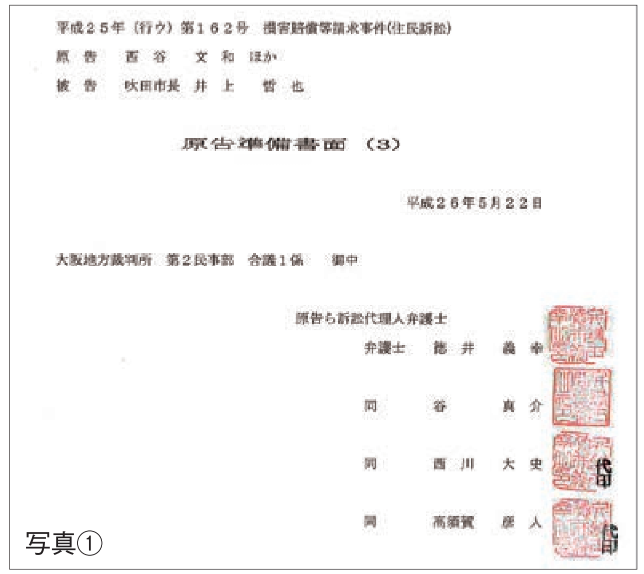

平成25年（行ウ）第162号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)
原告 西谷 文和 ほか
被告 吹田市長 井上 哲也

原告準備書面（3）

平成26年5月22日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士
弁護士 徳井 義幸
同 谷 真介
同 西川 大史
同 高須賀 彦人

写真①

◆2月8日～12日

2012年(平成24)2月8日の時点で約2100万円の基金残額が生じていた吹田市は、翌日の2月9日に吹田市環境部、総務部、都市整備部の職員が会議を行い、「富田副市長が了解している」「吹田市の方針だ」と、太陽光パネル工事の仕様書を作成した。

市役所本庁舎の屋上にパネルを敷く工事だから、本来は「工事請負費」で執行するはずだが、吹田市は「修繕料」で工事を執行。なぜ「修繕料」で工事を行ったのだろうか?それは「工事請負費」であれば、吹田市工事検査室の監査を受けなければならず、「修繕料」なら第3者の目を通さずに済んだからだろう。この時点で民間への助成基金400万円が余ったので、基金の残額は合計2497万9千円となった。

◆2月13日～15日

2月13日から15日にかけて、吹田市は慌ただしく協議を進めていく。環境部、総務部、都市整備部の3部の打ち合わせ会議に、摂津電気が入り込んでいる。そこで裁判では、①「なぜこの時点で摂津電気が協議対象者になったのか?具体的な事実経過を明らかにせよ」と被告(吹田市)に迫っている。

さらに協議記録によると、「三菱製の太陽光パネルを仮押さえしている」と業者が発言しているので、②「摂津電気は2月15日の時点で三菱製のパネルを仮押さえしていたのか否か、仮押さえは吹田市の要請によるものか否か」③「仮にこの時点で仮押さえしていないのであれば、いつの時点で仮押さえしたのか。また現場調査はいつ実施したのか」について問い正している。

◆2月20日～3月5日

総務部は3月末までに工事完了するためには、入札では無理、として2月20日に単独随意交渉の起案を作成。予算額は基金の残額そのままの2497万9千円だった。そこで原告は、④「摂津電気との単独随意契約交渉の起案を作成するに至った具体的経過を明らかにせよ。2月13日の協議開始以降、20日までの具体的経過である」と、事実経過の解明を求めている。

ちなみにその3日後の23日、環境部長は議会に対し、太陽光パネル工事の実施を報告するも、それが単独随意契約であることは報告していない。

そして24日、市長への決裁が終わり、予定価格が決定。摂津電気は総額2144万円のみが記入されたA4ペラ一枚の見積書を提出(写真②)。総務部長は契約相手を摂津電気に選定。3月5日、見積もり合わせもせずに、ずさんな手書き見積書で2千万円を超える工事請負契約が締結された。

内容も見ずにハンコを押した?

井上吹田市長はこの契約書の決済について、「内容も確認せず、副市長や部長に説明も求めず、ただハンコをついた」と述べている。

吹田市業者登録名簿によると、電気工事に関して、摂津電気と同等の業者は28社もある。太陽光パネル設置工事に関しても、6つの業者が公共工事の実績を持っている。そして肝心の摂津電気は、太陽光パネル工事の専門業者ではない。

太陽光パネル設置工事は近年、工事単価が下がってきている。問題の工事があった2012年当時の工事単価は、国家戦略室の「エネルギー・環境会議コスト等検証委員会」によれば、1Kwあたり35～55万円。資源エネルギー庁の試算でも58万円であった。吹田市はこの工事の概算を1KWあたり130万円で計算している。当時の市場価格の常識からは異常に高い金額で、入札もせずに契約を結んでいる。

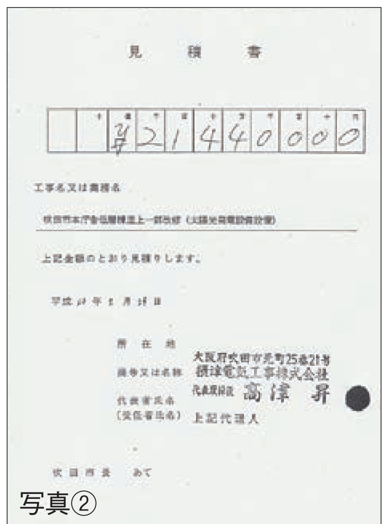

見積書

¥21440000

工事名又は商標名

上記金額のとおり見積りします。

平成24年2月24日

所在地 大阪府吹田市元町25番21号
商号又は名称 摂津電気工事株式会社
代表取締役 高津 昇
代表者氏名（受任者氏名） 上記代理人

吹田市長 あて

写真②

吹田市議会100条委員会は、独自に鑑定を行って、この工事は約1400万円程度で出来たはずだという結論を下した。少なくとも800万円は不当不正に税金を浪費し、市長の後援企業である摂津電気に便宜を図ったとの結論である。市議会が800万円を返還せよ、と迫っているのだが、井上市長は「私は公明正大である」と800万円の返還に応じていない。

本来、基金が余ったなら、それは国に返還すべきであった。吹田市は3月末までに工事を行うことで、井上市長の後援企業が利益を得るようにして基金を使い切った。それが地方税であっても国税でも、貴重な血税であることに変わりはない。

裁判で原告側は、「こうした不正不当な単独随意契約は、違法であり無効である」と断罪している。次回口頭弁論は7月11日。被告の吹田市がどのように「反論」するのか、注目される。